

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部人事課）

諮問日：令和3年3月25日（諮問(情)第22号）

答申日：令和5年6月23日（答申(情)第20号）

内容：「県庁舎にあった〇〇〇〇寄付喫煙所について、「県、〇〇〇〇、組合で話し合いをして、設置し、知事へも直接報告」した過程で作成・取得した文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和2年1月21日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

県庁舎にあった〇〇〇〇寄付喫煙所（総務課担当）について

- ・「県・〇〇〇〇、組合で話し合いをして、設置し、知事へも直接報告」（別添の行政経営企画室からの開示文書を参照）した過程で作成・取得した文書（協議記録や覚書等の寄贈関係文書、知事への報告など）
- ・その他（例えば撤去の際に）、〇〇〇〇との接触の際に作成・取得した文書

2 実施機関の決定

令和2年11月9日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定し、法人側担当者等氏名およびE-mailアドレスについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることを理由として非公開とし、法人の代表者の印影、電話番号、FAX番号およびE-mailアドレスについて、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあることを理由として非公開として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年2月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および追加反論書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長の氏名「〇〇〇〇」および〇〇〇〇会長の氏名「〇〇〇〇」の公開をしないと決定した部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

実施機関は公開をしない理由を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるためとしたが、条例第6条第1号には該当しないため、公開をしないとした処分は不当である。

最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、個人に関する情報として非公開事由が規定されていると解するべきではなく、法人等に関する情報として非公開事由が規定されていると解するのが相当であると判示している。

福岡高裁平成18年10月19日判決は、所長、幹事長、支店長、支社長、会長、議長、社長、委員長、代表取締役、館長、東京営業所長という肩書は、一般的に当該法人等そのもの又はその支店や営業所などといった一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されるものといえることができ、また、副会長、副社長、常務取締役、常務理事、専務理事の肩書は、直ちに独立した組織の長とまでは評し得ないにしても、これに準じる地位にある者に付されるものといえることができるから、条例の趣旨及び目的からしても、当該個人が上記の各肩書を有する場合には、原則として、当該個人は、法人等の代表者等であるものと推認するのが相当であると判示している。

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店が一定の独立性を有する組織であることからすると「〇〇〇〇」〇〇〇〇支店支店長は法人等の代表者等であるものといえる。本件公文書に記録される同人の行為が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であることからすると、同人の氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえるため、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報には該当しない。

次に条例第6条第2号の該当性についてであるが、同人の氏名は役職名と共に、〇〇〇〇市長のブログで公にされている。2010年6月3日の記事(甲第1号証)に同年5月より〇〇〇〇支店長に就任したことが記された後、14回に亘り登場する。そして、翌2013年3月26日の記事(甲第2号証)において、同月をもって退職することが記されている。このことからすると、同人の氏名は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。よって条例第6条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しない。

〇〇〇〇が法人等であることからすると、「〇〇〇〇」会長は法人等の代表者等であるものといえる。本件公文書に記録される同人の行為が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であることからすると、同人の氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえるため、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報には該当しない。

次に条例第6条第2号の該当性についてであるが、同人の氏名は役職名と共に、〇〇〇〇〇に記録され、滋賀県知事が〇〇〇〇年〇月〇日付け滋健寿第〇号で行った公文書公開決定により公開された(甲第3号証)。このことからすると、同人の氏名は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。よって、条例第6条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しない。

以上のとおりであるから、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長の氏名「〇〇〇〇」および〇〇〇〇会長の氏名「〇〇〇〇」は公開されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書および弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長の氏名および〇〇〇〇会長の氏名は条例第6条第1号に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないものである。

特定の個人を識別することができる情報であっても、法令等の規定によりまたは慣行として公にされている情報等については、非公開情報として保護する必要はないが、いずれの氏名も、登記情報などのいわゆる法令等の規定により公にされている情報ではない。

審査請求人は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長について、インターネット上で氏名が公にされていると主張するが、〇〇〇〇市長の個人ブログ(インターネット上)において、氏名が掲載されているという一事をもって、慣行として公にされているものと認めることはできない。

審査請求人は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長は法人等の代表者等であるものといえ、同人の氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえ、個人に関する情報には該当しないと主張するが、同人の行為は当該法人の一職員として行った行為であり、契約書に記載されるような法人の代表者等としての側面はない。よって、同人の氏名は条例第6条第1号の個人に関する情報に該当する。また、登記されておらず、慣行として公にされていると認める事情もないことから、条例第6条第1号アにも該当しないものである。

審査請求人は、〇〇〇〇会長は法人等の代表者等であるものといえ、同人の氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえ、個人に関する情報には該当しないと主張するが、同人は任意団体の代表的立場にある者であり、同人の行為が職務の遂行に関する行為であったとしても、自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわる性質が残っていることは否定できない。よって、同人の氏名は条例第6条第1号の個人に関する情報に該当する。また、慣行として公にされていると認める事情もないことから、条例第6条第1号アにも該当しないものである。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第1号および第2号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第1号を理由とした非公開情報該

当性について検討する。

(1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(2) 非公開部分の条例第6条第1号該当性について

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長の氏名および〇〇〇〇会長の氏名については、個人に関する情報であって、条例第6条第1号前段の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

審査請求人は、特定の個人により、インターネット上で〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長の役職と氏名が公にされていると主張するが、審査請求人の主張する事情のみをもって、慣行として公にされている情報ということとはできない。

また、審査請求人は、本件とは異なる公文書公開請求における公文書一部公開決定により、〇〇〇〇会長の氏名が公開されていることおよび氏名が分かることと主張するが、他の公文書公開請求により氏名が公開されていることのみをもって、慣行として公にされている情報ということとはできない。なお、商業登記簿においては〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支店支店長および〇〇〇〇会長の氏名が確認できなかった。

したがって、条例第6条第1号ただし書アには該当しないことから、非公開とすることが妥当であると認められる。

なお、審査請求人が根拠とする最高裁判所判決および高等裁判所判決は、本県条例とは条文の構造を異にする条例に基づく処分に対する判断をしたものであることから、その判断に左右されるものではない。審査請求人は宇治市情報公開審査会の答申も根拠として述べているが、その答申は宇治市情報公開条例に基づく決定について判断を示したにとどまる。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年3月25日	・実施機関から諮問を受けた。
令和3年5月25日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和3年6月23日	・実施機関から審査請求人の追加反論書の提出を受けた。
令和3年12月20日 (第22回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和4年2月14日 (第23回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和4年8月8日 (第25回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和4年11月14日 (第27回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和5年1月13日 (第28回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和5年3月3日 (第29回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会